

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 平成29年6月20日 07時05分ごろ |
| 発生場所 | 北海道浜中町琵琶瀬漁港南西方沖 琵琶瀬港島堤北灯台から真方位215° 970m付近 (概位 北緯43° 02.6′ 東経145° 05.0′) |
| 事故の概要 | 漁船翔鶴丸は、操業中、転覆した。 |
| 事故調査の経過 | 平成29年6月28日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | 漁船 翔鶴丸、1.5トン HK3-121351（漁船登録番号）、一般社団法人北海道漁船 リース |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型 |
| 負傷者 | 軽傷 1人（甲板員） |
| 損傷 | 船外機に濡損等 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波向 南、波高 約3m、潮汐 上げ潮の初期、水温 約 10℃ |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、琵琶瀬漁港南西方沖で船首を南方に向けて錨泊し、こんぶ漁を行っていた。</p> <p>船長は、平成29年6月20日06時30分ごろ、波高約1.5mのうねりを認めた。</p> <p>船長は、07時00分ごろ、徐々に高くなってきた波に危険を感じたが、周囲の僚船が操業を続けていたので、転覆するほどではないと思い、操業を続けた。</p> <p>本船は、船長が船尾部左舷側で、甲板員が船首部左舷側で、それぞれ採取したこんぶを鉤棹から外して船内に積み込んでいたところ、07時05分ごろ、左舷船首方から高波を受けて海水が船内に流入し、左舷側に傾き、積載したこんぶが移動して左舷側に転覆した。</p> <p>船長及び甲板員は、海中に転落したが、波高約3mの波を受けて転覆する本船を目撃した僚船に救助されて琵琶瀬漁港に戻った。</p> <p>甲板員は、右手人差指の挫傷を負った。</p> <p>本船は、別の僚船にえい航されて琵琶瀬漁港に戻った。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本事故発生場所は、水深が約3m、底質が岩である。</p> |
| 分析 | 本船は、こんぶ漁の操業中、船長及び甲板員が共に左舷側にいる状況下、左舷船首方から波高約3mの波を受けたことから、海水が船内 |

| | |
|------------------|---|
| | <p>に流入して左舷側に傾斜し、積載したこんぶが移動して左舷側に転覆したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、こんぶ漁の操業中、船長及び甲板員が共に左舷側にいる状況下、左舷船首方から波高約3mの波を受けたため、海水が船内に流入して左舷側に傾斜し、積載したこんぶが移動して左舷側に転覆したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水深が浅い海域では、沖からのうねりの波高が高くなるので、波の状況に注意を払うこと。 ・波が高くなってきたら、早めに帰港することが望ましい。 |